

2023 年度

産業廃棄物処理状況等調査

愛知県環境局

目 次

1 調査の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査に関する基本的事項	1
ア 調査対象期間	1
イ 調査対象廃棄物	1
ウ 調査対象業種	2
エ 調査方法	3
(3) 調査結果の利用上の注意事項	6
ア 中間処理に伴う産業廃棄物の種類の変更について	6
イ 委託中間処理後の残さ量について	6
ウ 単位と数値に関する処理	6
2 産業廃棄物の現況	7
(1) 産業廃棄物の発生の状況	7
(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況	11
ア 業種別の減量化、資源化の状況	11
イ 種類別の減量化、資源化の状況	12
ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況	14
(3) 産業廃棄物の最終処分の状況	16
(4) 県外移出入の状況	19
(5) 特別管理産業廃棄物の状況	20
(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況	21
3 産業廃棄物処理の目標達成状況および経年変化	22

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、多量排出事業者、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物発生事業所及び最終処分場設置者から徴収した2023年度における処理実績に係る報告書の集計、解析を行い、県内の産業廃棄物の処理状況に係る資料を得ることを目的とした。

(2) 調査に関する基本的事項

ア 調査対象期間

2023年度（2023年4月1日～2024年3月31日）の1年間とした。

イ 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、下表に示すとおり、「産業廃棄物」「特別管理産業廃棄物」とした。

産業廃棄物の分類	() 内は、細区分。
①燃え殻、②汚泥（有機性汚泥、無機性汚泥）、③廃油（一般廃油、廃溶剤、固体油、油でい、油付着物）、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類（廃プラスチック、廃タイヤ）、⑦紙くず、⑧木くず、⑨纖維くず、⑩動植物性残さ、⑪動物系固体不要物、⑫ゴムくず、⑬金属くず、⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ^[注：本報告書では「ガラス陶磁器くず等」と略した] 、⑮鉱さい、⑯がれき類（コンクリート片、廃アスファルト、その他の建設廃材）、⑰動物のふん尿、⑱動物の死体、⑲ばいじん、⑳産業廃棄物を処分するために処理したもの	
※上記の種類に分類できない廃棄物等（混合廃棄物、シュレッダーダスト、廃OA機器や廃自動車等の製品系廃棄物等）は「その他産業廃棄物」 ^[注：本報告書では「その他産廃」と略した] とした。	
特別管理産業廃棄物の分類	
①引火性廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、②腐食性廃酸（pHが2.0以下の廃酸）、③腐食性廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）、④感染性産業廃棄物、⑤廃石綿等（飛散性）、⑥特定有害産業廃棄物	

また、産業廃棄物の取り扱いに関する特記事項を以下に示す。

1. 汚泥については、事業者自ら脱水処理を行った場合は、脱水後の量を発生量とした。
2. 紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ等の法令で産業廃棄物となる業種が指定されている廃棄物については、指定業種以外の事業所から発生した場合は、原則として「事業系一般廃棄物」とし、産業廃棄物としては扱っていない。
3. 法令上産業廃棄物とはならない、有償物や事業者自らが再利用した副産物についても対象とし、本報告書ではこれら副産物も含め産業廃棄物として整理した。

ウ 調査対象業種

調査対象業種を下表に示す。

調査対象業種は、「平成 25 年〔2013 年〕10 月改定（第 13 回改定）」（総務省）に記載された分類を基本に、産業廃棄物の主な発生源となっている業種を対象とした。

業種名	本文中の標記(略称)
農業、林業	農業、林業
漁業	漁業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業
建設業	建設業
製造業	製造業
食料品製造業	食料品
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・飼料
繊維工業	繊維
木材・木製品製造業(家具を除く)	木材
家具・装備品製造業	家具
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
印刷・同関連業	印刷
化学工業	化学
石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
プラスチック製品製造業	プラスチック
ゴム製品製造業	ゴム
なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革
窯業・土石製品製造業	窯業・土石
鉄鋼業	鉄鋼
非鉄金属製造業	非鉄金属
金属製品製造業	金属
はん用機械器具製造業	はん用機器
生産用機械器具製造業	生産用機器
業務用機械器具製造業	業務用機器
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
電気機械器具製造業	電気機器
情報通信機械器具製造業	情報機器
輸送用機器製造業	輸送機器
その他の製造業	その他
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・水道業等
電気業	電気業
ガス業	ガス業
熱供給業	熱供給業
上水道業	上水道業
下水道業	下水道業
情報通信業	情報通信業
運輸業、郵便業	運輸業
卸売業、小売業	卸・小売業
金融、保険業	金融、保険業
不動産業、物品貯蔵業	不動産業
学術研究、専門・技術サービス業	専門サービス
宿泊業、飲食サービス業	宿泊、飲食業
生活関連サービス業、娯楽業	生活サービス
教育、学習支援業	教育、学習業
医療、福祉	医療、福祉
複合サービス事業	複合サービス
サービス業	サービス業

エ 調査方法

本調査は、多量報告と郵送によるアンケート調査（全数調査、標本調査）並びに県保有の既存資料に基づく資料調査を基本としており、アンケートによって回答を得た産業廃棄物の発生及び処理状況に関する内容と、発生量に関連した指標値（活動量指標値：従業者数、製造品出荷額等）を基に、県内における産業廃棄物の発生量等の推計を行っている。

なお、2023年度についてはアンケート調査を行っていないため、2019年度に実施したアンケート結果を用いて推計を行っている。

県全体の発生量は、以下に示すとおり多量排出事業者と全数調査、標本調査及び資料調査の発生量を足し合わせて算出している。

今回の調査における発生量の推計方法を図1に示す。

$$W = W1 + W2 + W3 \quad [\text{重量}/\text{年}]$$

W : 調査対象全体の発生量推計値

W1 : 多量報告集計値及び全数調査において把握した発生量実数値

W2 : 標本調査において把握した発生量の実数値 (W2') 及び推計値 (W2'')

W3 : 資料調査において把握した発生量実数値

(多量排出事業者と全数調査の発生量)

多量排出事業者と全数調査事業所（電気・水道業、医療、福祉のうち病院）の発生量は、多量報告値とアンケート調査回答をそのまま実数値として用いた。なお、病院については、アンケート調査の回収率が100%ではないため、以下に示す手法（原単位法）を用いて拡大推計を行っている。

(標本調査の発生量)

標本調査については、アンケート調査に回答のあった事業所の発生量はそのまま実数値として用いるが、アンケート調査の対象として抽出していない事業所及びアンケート調査へ未回答の事業所の発生量については、以下に示す手法（原単位法）を用いて算出している。

原単位法とは、単位活動量あたりの産業廃棄物発生量（発生原単位）に県全体の活動量を乗じることにより、県全体の産業廃棄物の発生量を算出する方法である。

発生原単位は、多量報告、アンケート調査によって得られた業種別・産業廃棄物種類別の集計発生量と、業種別の集計活動量指標値を用いて、次式により算出している。

なお、発生原単位は図1に示すとおり、特異値以外の回答を用いて算出している。ここで特異値とは、多量排出事業者や同業他社と比較し排出状況が大きく異なる等特殊な回答のことを示す。

$$\alpha = W2' / O2' \quad [\text{発生量}/\text{指標値}]$$

α : 発生原単位 (活動量指標単位当たりの発生量)

W2' : 特異値以外の集計発生量

O2' : 特異値以外の集計活動量指標値

算出された発生原単位と、県全体の指標値から多量報告とアンケート調査で得られた回答の集計活動量指標値を除いた残りの活動量指標値を用いて、次式によりアンケート調査の対象として抽出していない事業所及びアンケート調査へ未回答の事業所の発生量を推計している。

なお、推計に用いた活動量指標値は表 1 に示すとおり、業種別に設定している。

$$W2'' = \alpha \times O \quad [\text{重量}/\text{年}]$$

W2'' : 標本以外の発生量推計値

α : 発生原単位

O : 県全体の指標値から、多量報告とアンケート調査で得られた回答の集計活動量指標値を除いた残りの活動量指標値

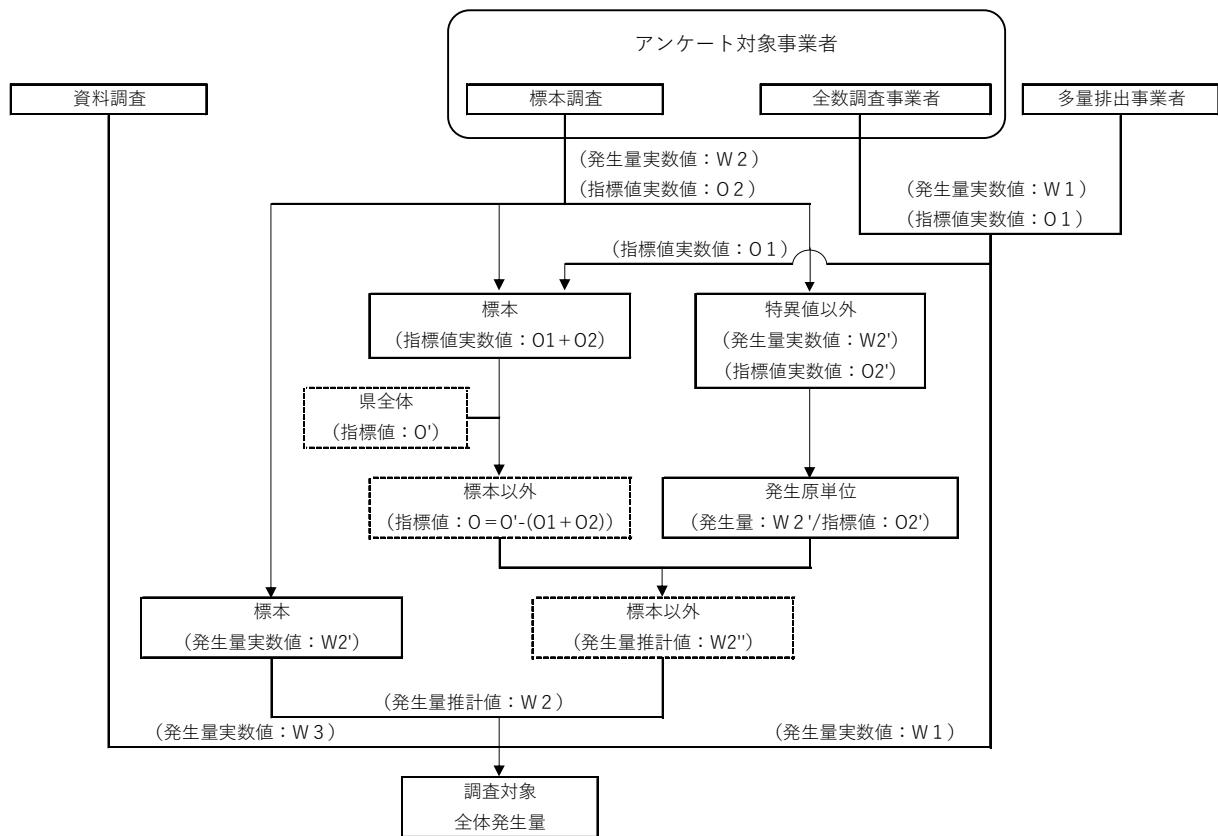


図 1 発生量及び処理・処分量の推計フロー

表1 拡大推計に使用した活動量指標

産業大分類	活動量の指標	指標の出所（統計資料）
農業、林業	従業者数	経済センサス活動調査
漁業		
鉱業		
建設業	元請完成工事高	建設工事施工統計
製造業	製造品出荷額等	経済センサス活動調査 経済構造実態調査
情報通信業	従業者数	経済センサス活動調査
運輸業		
卸・小売業		
金融、保険業		
不動産業		
専門サービス		
宿泊、飲食業		
生活サービス		
医療、福祉（病院）	病床数	愛知県病院名簿
医療、福祉（病院以外）	従業者数	経済センサス活動調査
教育、学習業		
複合サービス		
サービス業		

(資料調査の発生量について)

資料調査（農業）の農業から発生する動物の死体については、畜産課による家畜飼養頭羽数の集計値、および農林水産省の「畜産統計調査」のデータを基に推計を行った。

また、農業から発生する廃プラスチック類については、「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」のデータを基に推計を行った。

(3) 調査結果の利用上の注意事項

本調査結果を利用する際の留意事項は、以下のとおりである。

ア 中間処理に伴う産業廃棄物の種類の変更について

本報告書では、中間処理に伴い、産業廃棄物の種類が変化した場合であっても発生時の種類でとらえることを基本とした。

イ 委託中間処理後の残さ量について

本報告書では、委託中間処理後の残さ量については、産業廃棄物の種類ごとに、中間処理方法による残さ率から算出した。

ウ 単位と数値に関する処理

1. 単位に関する表示

本報告書の調査結果表においては、原則として「千トン」と記載した。

2. 報告書の図表における数値の処理

本報告書及び図表に記載されている千トン表示及び構成比（%）の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計や比率が表記上の計算結果とは一致しないものがある。

なお、図表中の空欄または「-」は該当値がないもの、「0」表示は500 t/年未満であることを示す。

2 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の発生の状況

2023 年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の発生量は 20,019 千トンであり、2019 年度の発生量 19,948 千トンに比べ 0.4% 増加している。

また、2023 年度は 2022 年度と比べると 5.3% 増加した。

経年的には、世界的な経済低迷、東日本大震災による影響の他、県内の主要産業である自動車産業が円高による影響を受け、発生量は低い水準で推移していた。その後、2013 年度以降は生産活動が活発となり、2020 年度は新型コロナウイルスの影響により経済活動が停滞し、一時的に減少した後は、20,000 千トン前後で推移している。（図 2-1、図 2-2）

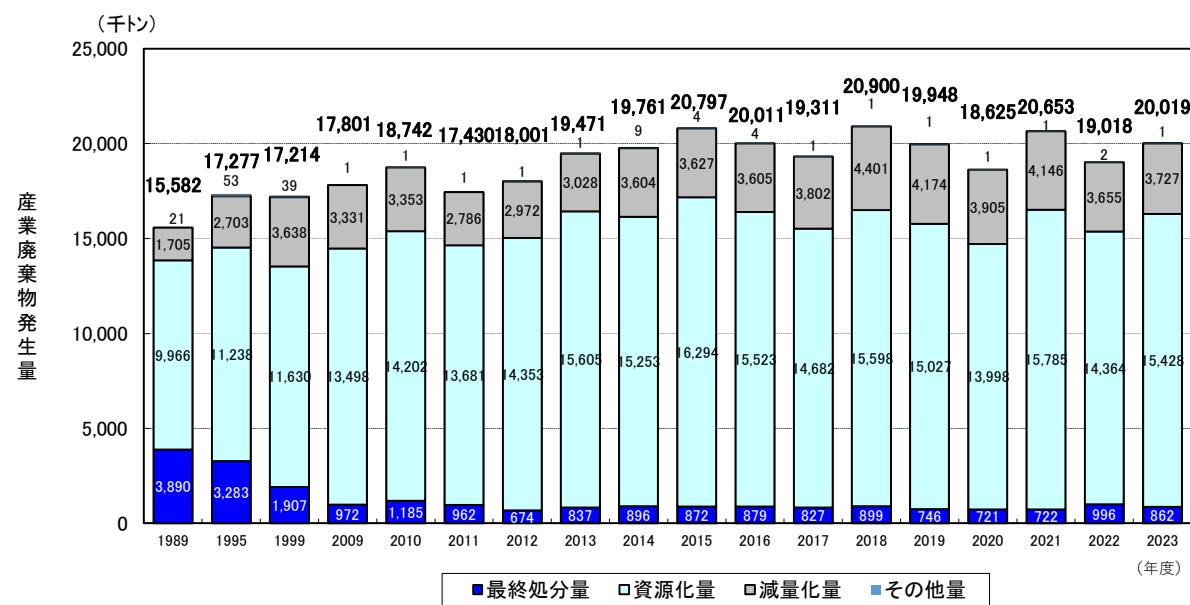


図 2-1 産業廃棄物の発生量等の推移

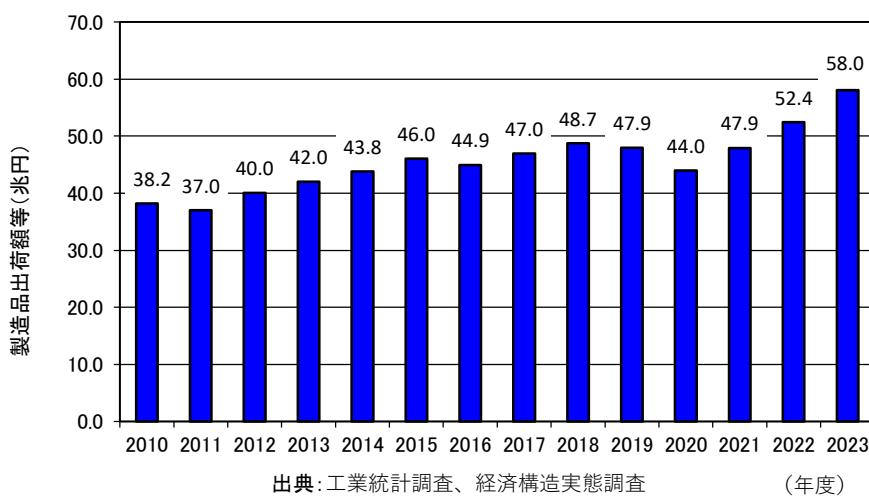


図 2-2 製造品出荷額等の推移

2023年度の産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が56.0%、建設業が21.1%、農業・林業が12.4%、電気・ガス・熱供給・水道業が7.6%を占めている。業種別の発生割合は、2019年度と比べ大きな変化はない。(図2-3)

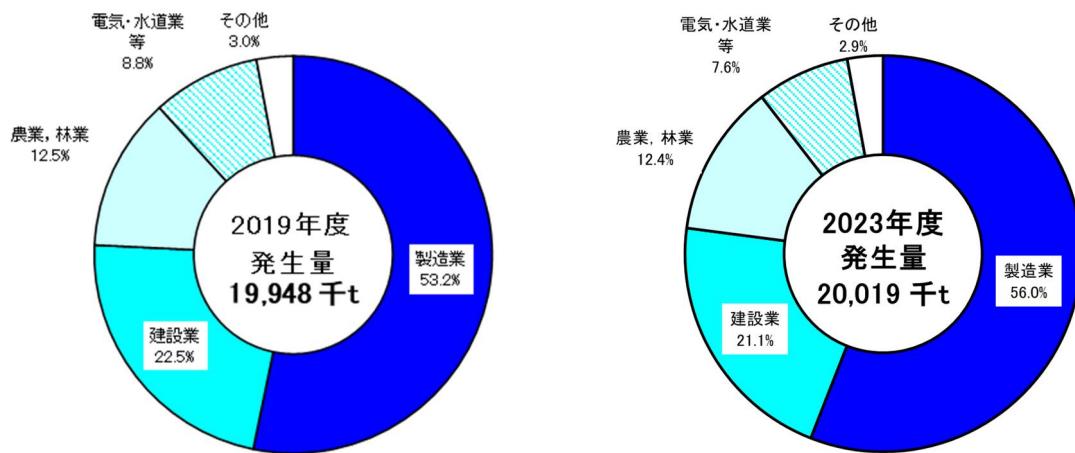


図2-3 業種別発生状況

また、2023年度の産業廃棄物の発生量を種類別にみると、鉱さいの20.6%、がれき類の15.2%、金属くずの14.8%、動物のふん尿の12.4%、汚泥の10.2%、ばいじんの8.0%と、この6種類の産業廃棄物で約80%を占めており、種類別発生量の割合は、2019年度と比較すると鉱さい、がれき類、汚泥等が減少、金属くず、ばいじん等が増加している。増加割合は金属くずが最も多く、約4.5%増加している。(図2-4)

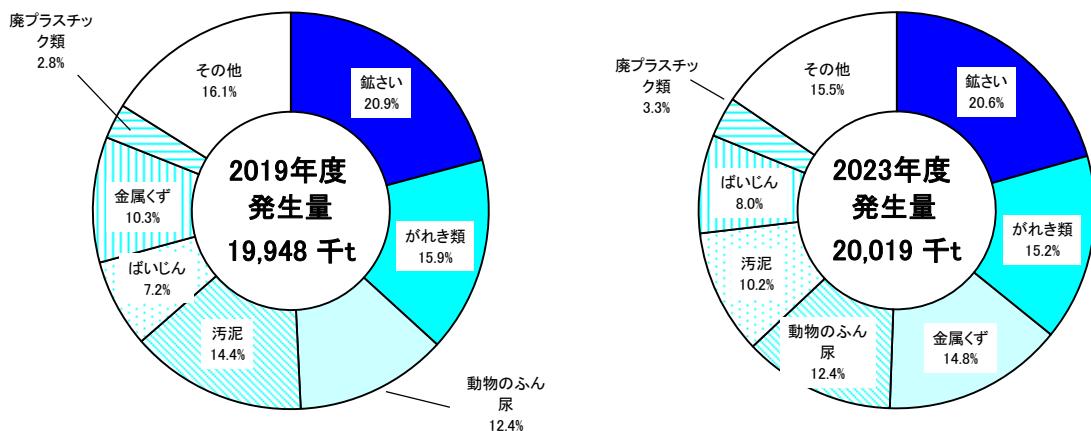


図2-4 種類別発生状況

この6種類の産業廃棄物の2023年度の発生量は、2019年度の発生量から、金属くずが909千トン（44.4%）、ばいじんが166千トン（11.5%）増加し、汚泥が829千トン（28.8%）、がれき類が122千トン（3.9%）、鉱さいが43千トン（1.0%）減少し、動物のふん尿は増減していない。（図2-5）

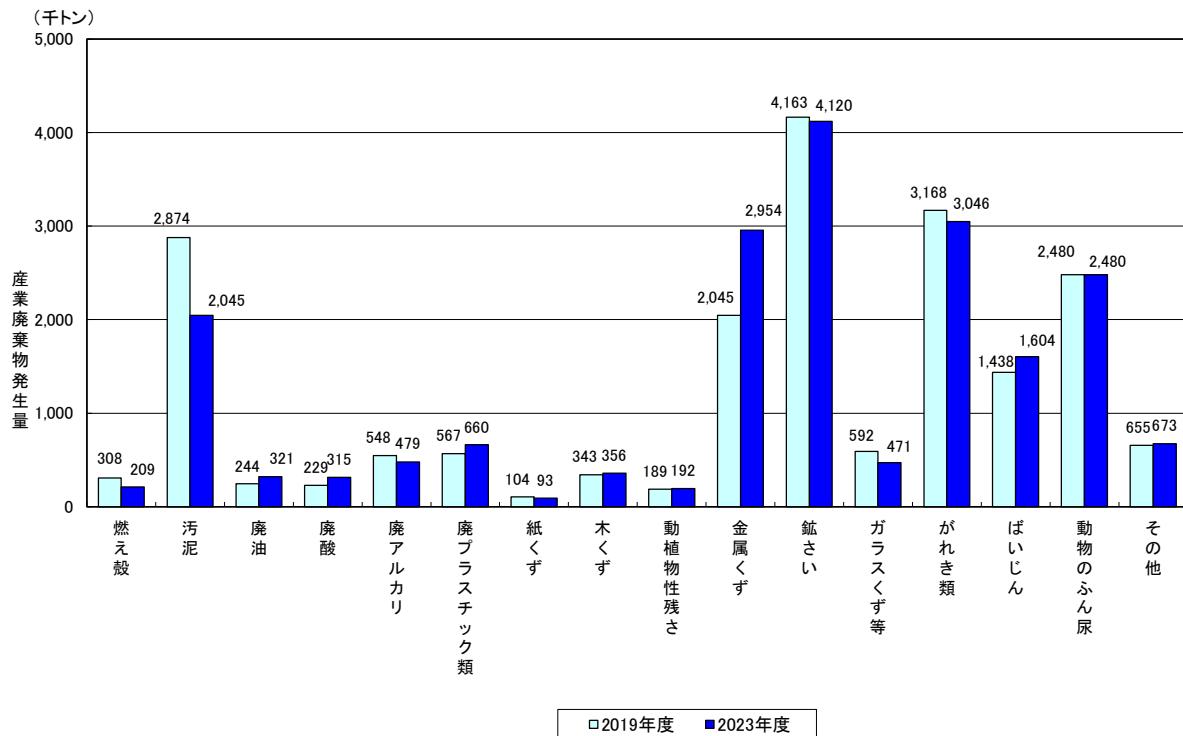


図2-5 種類別発生量

また産業廃棄物の発生量の経年変化をみると、がれき類は3,000千トン付近で推移していたが2021年度に大きく増加した。2022年度には減少し、再び3,000千トン付近の発生量となっている。金属くずは2,000千トン付近で推移していたが2023年度は大きく増加した。ばいじんは2020年度から2022年度にかけて増加していたが、2023年は減少した。

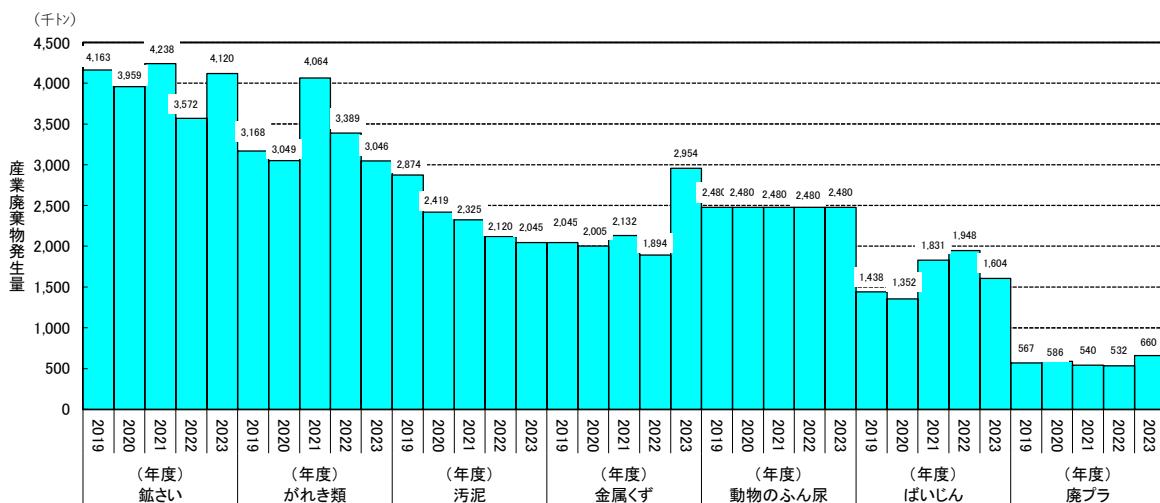


図2-6 主な種類の産業廃棄物発生量経年変化

また、産業廃棄物の処理の流れについて、2023 年度の資源化量は 15,428 千トン、減量化量は 3,727 千トン、最終処分量は 862 千トンとなっている。最終処分量のうち 40 千トン (0.2%) が中間処理されることなく直接最終処分されている。

(図 2-7)

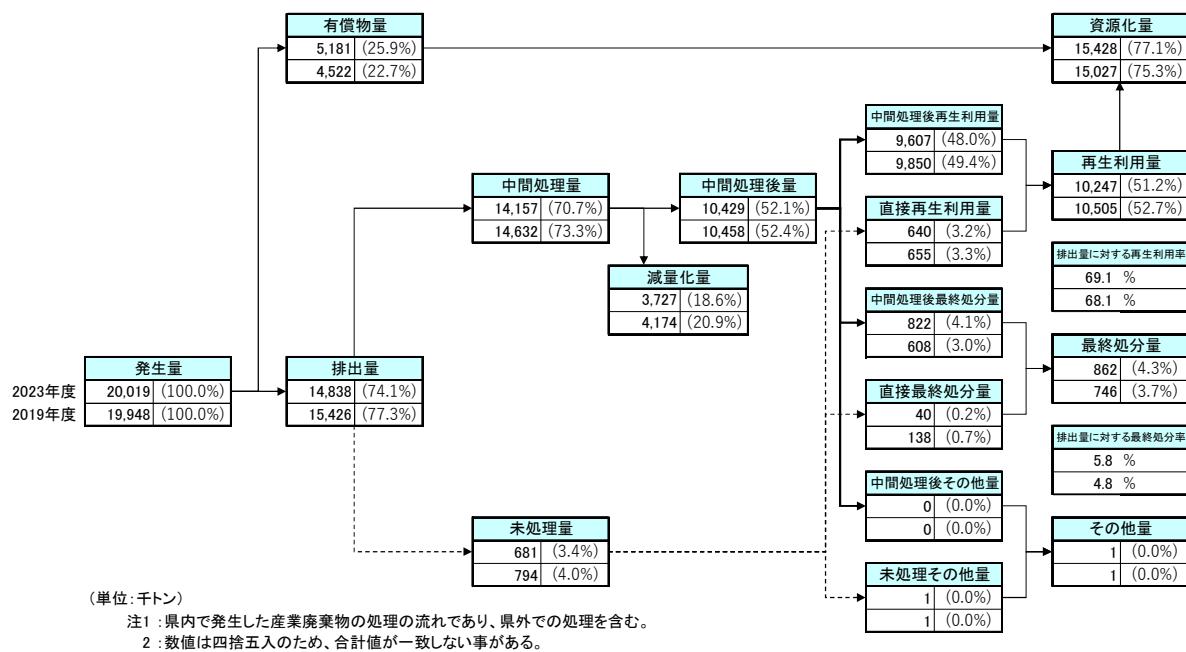


図 2-7 産業廃棄物の処理の流れ

(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

2023年度の減量化の状況（減量化率）を主な業種別にみると、高いものから農業・林業の54.9%、電気・ガス・熱供給・水道業の23.9%、製造業の13.2%、建設業の8.8%の順となっている。また、2023年度の資源化の状況（資源化率）を業種別にみると、高いものから建設業の87.1%、製造業の83.1%、電気・ガス・熱供給・水道業の62.9%、農業・林業の45.1%の順となっている。（表2-1）

表2-1 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

業種	年度	発生量	減量化量		資源化量		最終処分量		その他量	
			有償物量	再生利用量	有償物量	再生利用量	最終処分量	その他量	最終処分量	その他量
製造業	2023	11,201	1,474	(13.2%)	9,308	(83.1%)	5,042	(45.0%)	4,267	(38.1%)
	2019	10,619	1,923	(18.1%)	8,365	(78.8%)	4,359	(41.1%)	4,006	(37.7%)
建設業	2023	4,227	372	(8.8%)	3,683	(87.1%)	3	(0.1%)	3,680	(87.0%)
	2019	4,496	136	(3.0%)	4,093	(91.0%)	6	(0.1%)	4,087	(90.9%)
農業、林業	2023	2,490	1,366	(54.9%)	1,123	(45.1%)	0	(0.0%)	1,123	(45.1%)
	2019	2,489	1,367	(54.9%)	1,122	(45.1%)	0	(0.0%)	1,122	(45.1%)
電気水道業等	2023	1,519	363	(23.9%)	956	(62.9%)	119	(7.8%)	837	(55.1%)
	2019	1,752	588	(33.6%)	1,085	(62.0%)	120	(6.9%)	965	(55.1%)
その他	2023	582	153	(26.2%)	358	(61.5%)	17	(3.0%)	341	(58.6%)
	2019	592	161	(27.2%)	362	(61.1%)	37	(6.3%)	325	(54.8%)
合計		20,019	3,727	(18.6%)	15,428	(77.1%)	5,181	(25.9%)	10,247	(51.2%)
		19,948	4,174	(20.9%)	15,027	(75.3%)	4,522	(22.7%)	10,505	(52.7%)
									862	(4.3%)
									746	(3.7%)
									1	(0.0%)
									1	(0.0%)

注1: 数値は四捨五入のため、合計値が一致しない事がある。

2()は発生量に対する割合を示す。

また、主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、資源化率については、製造業は80%前後、建設業は90%前後で推移している。（図2-8）

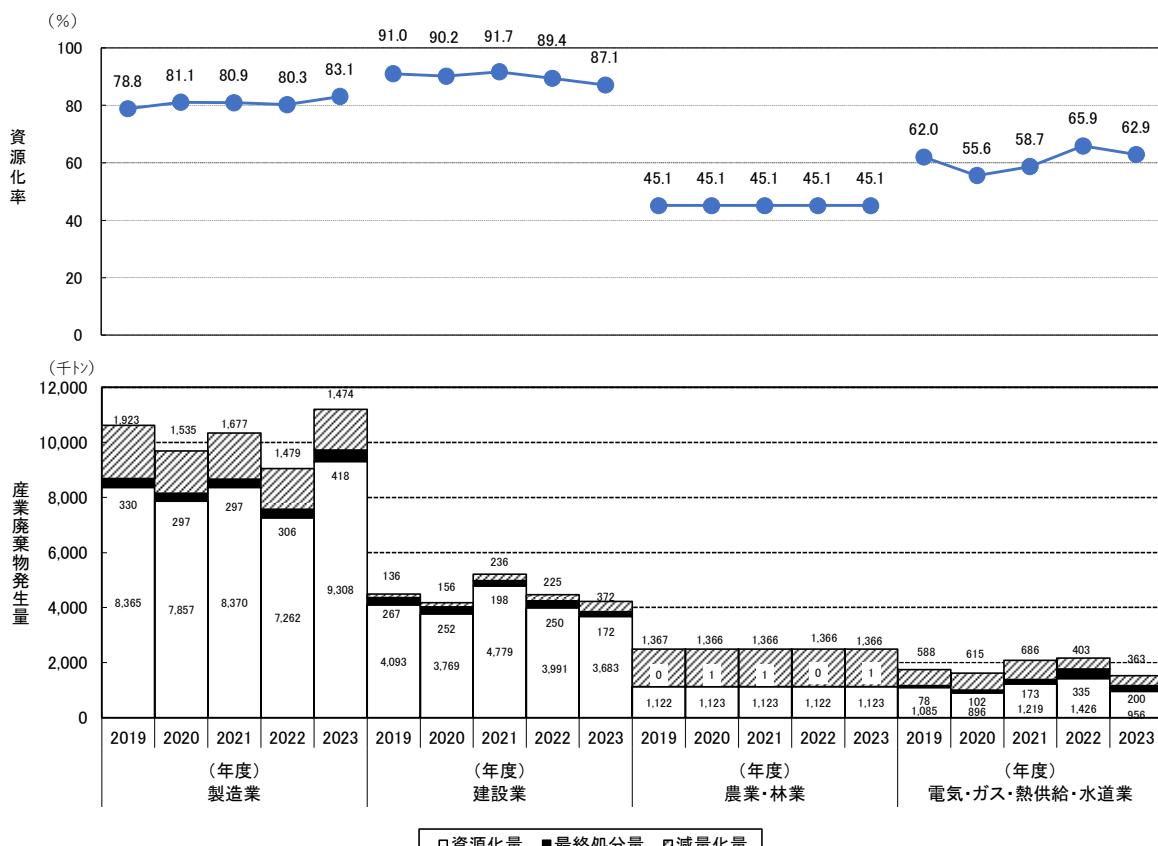


図2-8 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化

イ 種類別の減量化、資源化の状況

2023年度の発生量に対する減量化の状況（減量化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから廃酸の93.9%、廃アルカリの93.0%、動物のふん尿の55.0%、廃油の53.7%、汚泥の48.2%の順となっている。また、2023年度の資源化の状況（資源化率）を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの99.6%、鉱さいの97.9%、紙くずの97.5%、がれき類の92.5%、ばいじん90.1%の順となっている。（図2-9）



注:廃棄物の発生量の単位は千トンである。

図2-9 産業廃棄物の種類別の減量化・資源化状況

また、2023年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉱さいの4,033千トン、がれき類の2,816千トン、金属くずの2,941千トン、ばいじんの1,445千トンの順となっている。(図2-10)

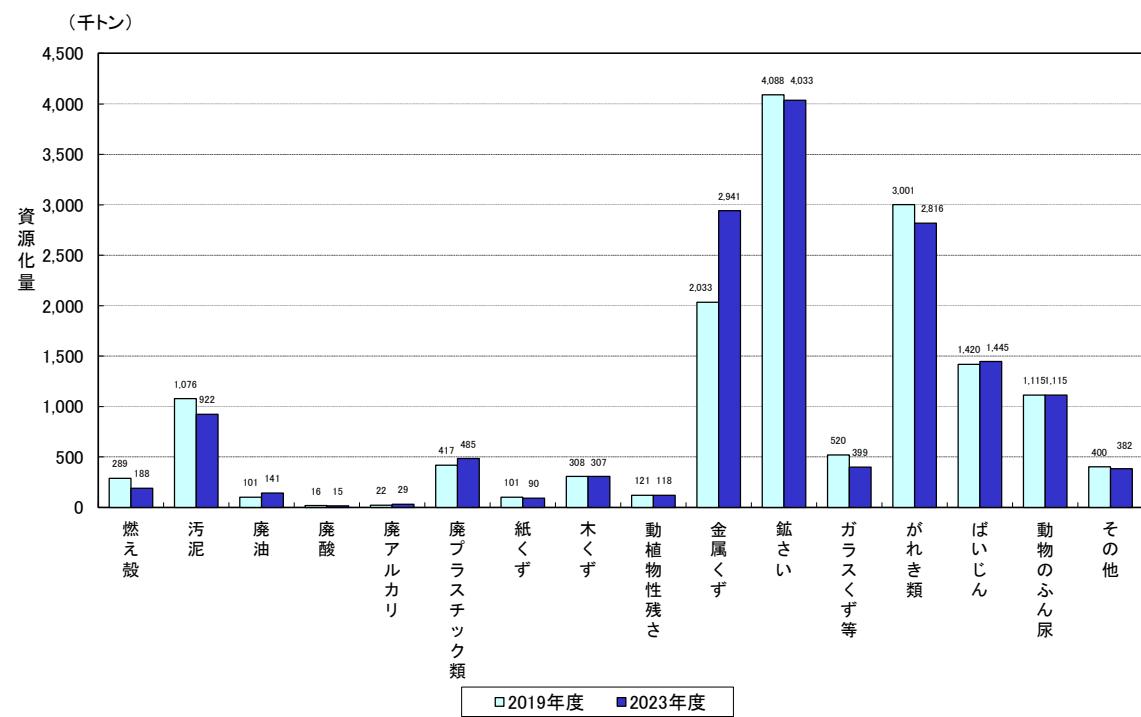


図2-10 産業廃棄物の種類別の資源化量

発生量の多い産業廃棄物の減量化・資源化の状況を経年的にみると、金属くず、鉱さい、がれき類は各年度とも資源化率は90%以上となっている。(図2-11)

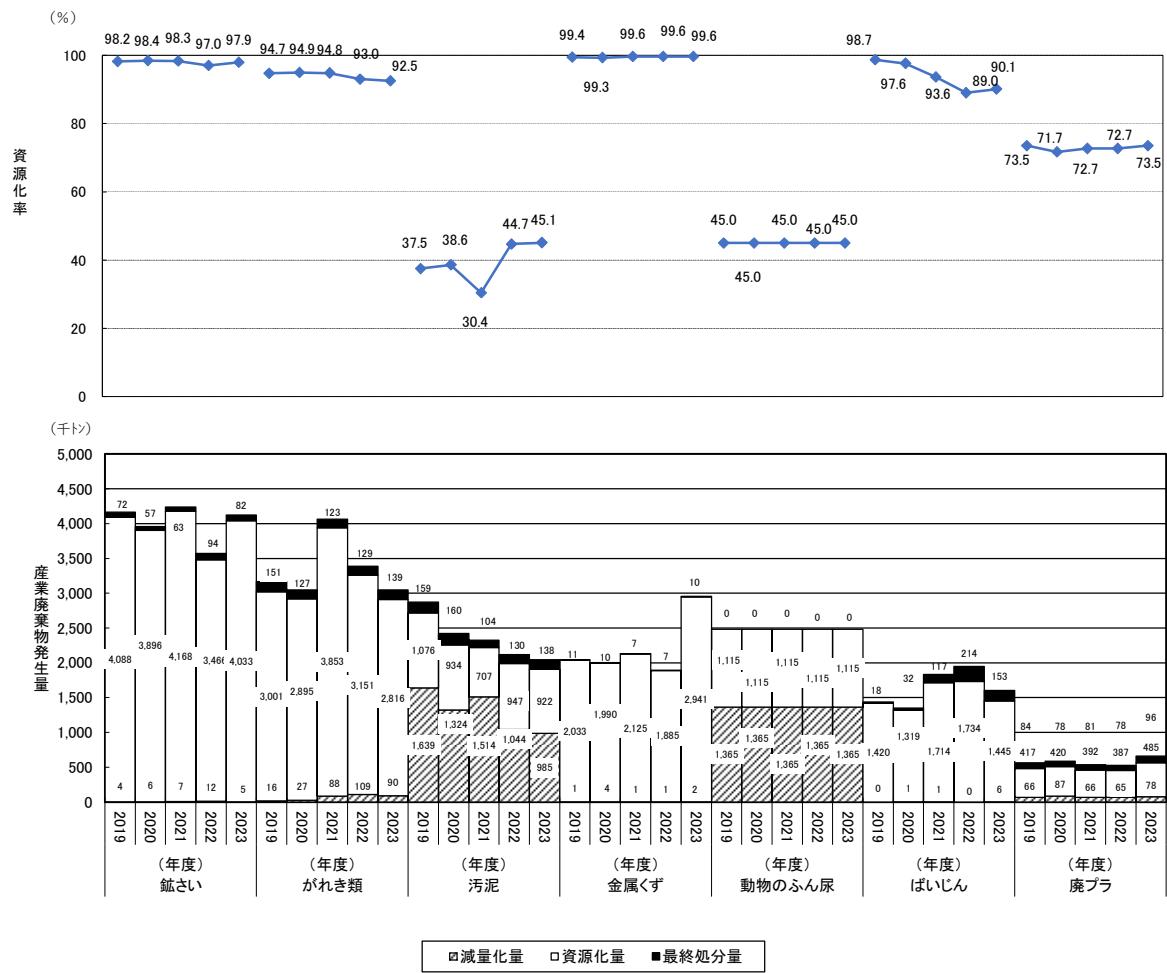


図2-11 産業廃棄物の処理状況の経年変化

ウ 中間処理の自社処理、委託処理の状況

2023年度の産業廃棄物の中間処理量14,157千トンを実施主体別にみると、自社処理が32.9%、委託処理が67.1%となっており、2019年度と比べ自社処理の割合が減少した。(図2-12)

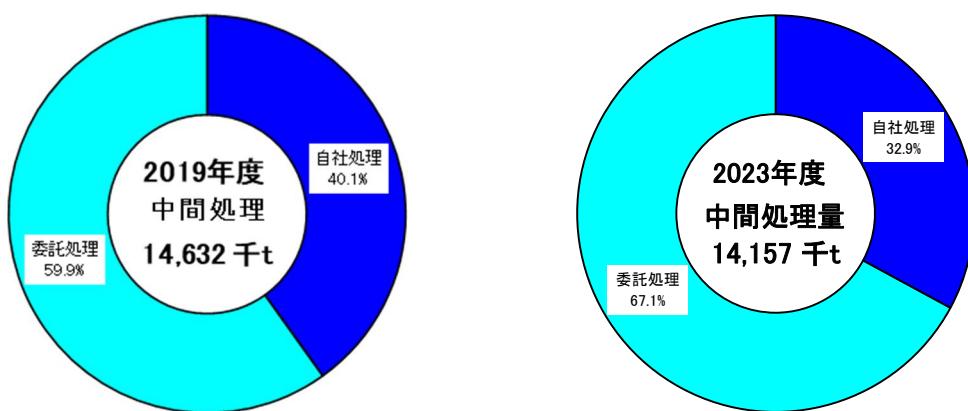
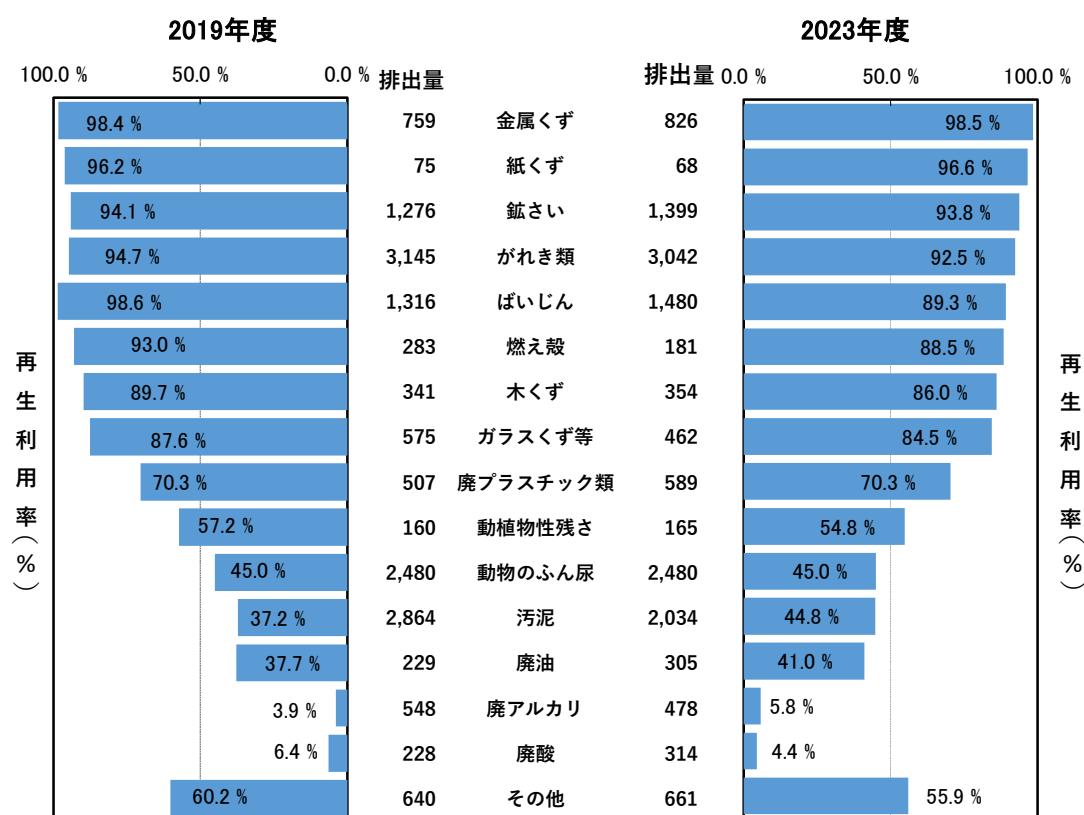


図2-12 中間処理の自社処理、委託処理状況

また、2023年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの98.5%、紙くずの96.6%、鉱さいの93.8%、がれき類の92.5%、ばいじんの89.3%、燃え殻の88.5%の順となっている。

（図2-13）



注：廃棄物の排出量の単位は千トンである。

図2-13 産業廃棄物の種類別の再生利用率

再生利用率および出口側の循環利用率は70%前後で推移している。(図2-14)

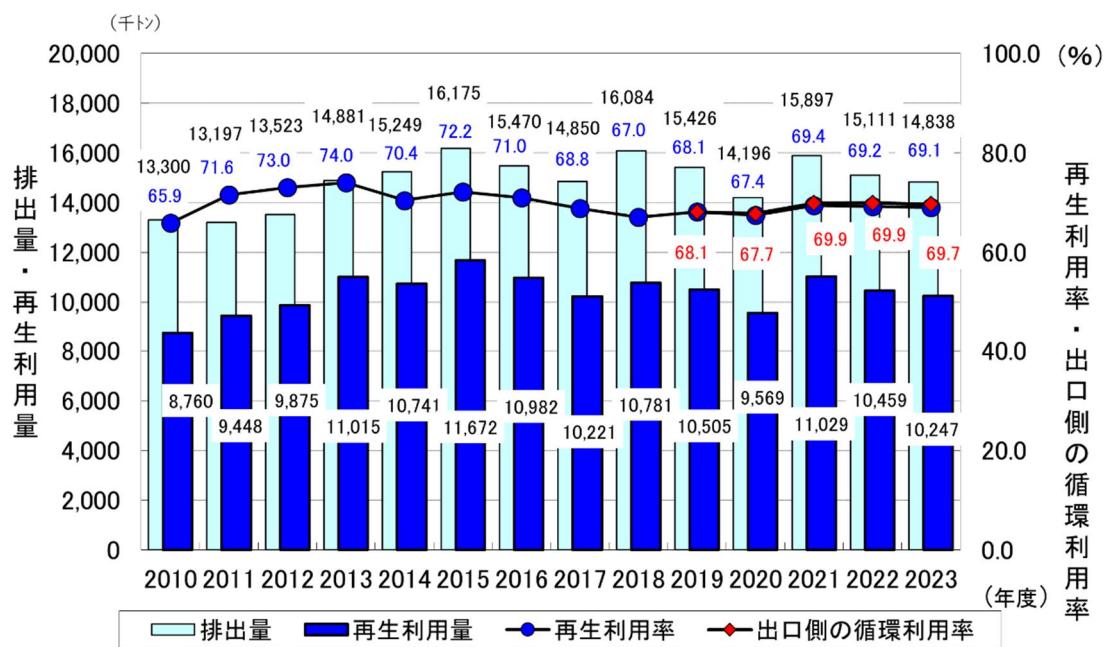


図2-14 再生利用率の推移

※ 出口側の循環利用率は【再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量】を【排出量】で除した数値

(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

2023年度の最終処分量は862千トンであり、2019年度の746千トンに比べ116千トン(15.5%)増加した。また、産業廃棄物の種類別にみると、多いものから順に153千トン、がれき類の139千トン、汚泥の138千トン、廃プラスチック類の96千トン、鉱さいの82千トン、ガラスくず等の42千トンの順となっており、これら6種類の産業廃棄物で全体の約75%を占めている。(図2-15、図2-16)

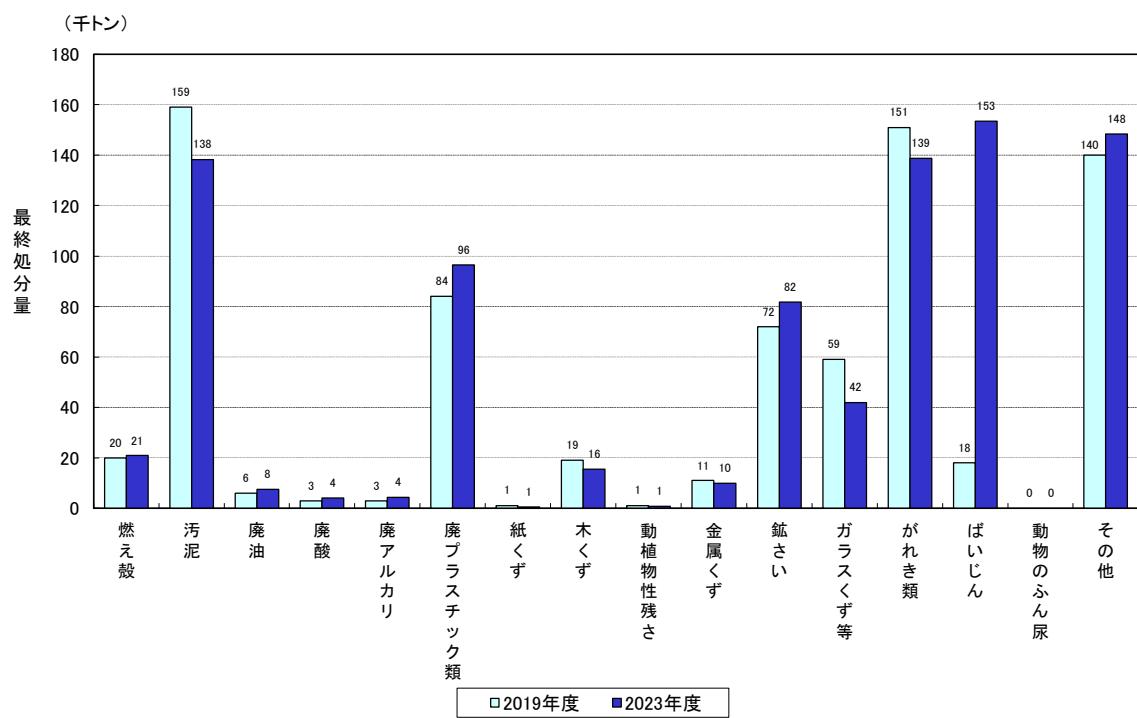


图 2-15 種類別の最終処分量

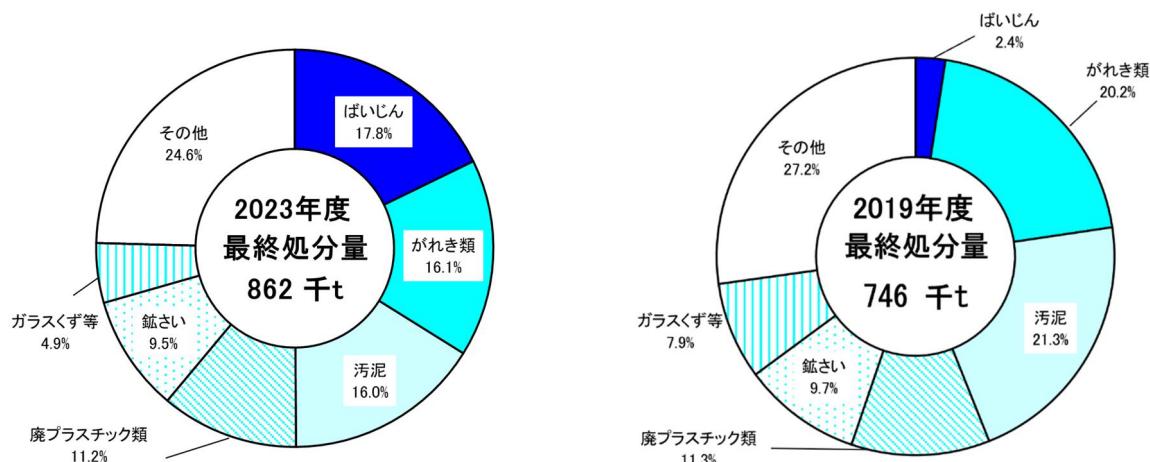


图 2-16 産業廃棄物の種類別の最終処分状況

また、2023年度の最終処分率及び最終処分量は、2019年度と比べ増加した。（図2-17）

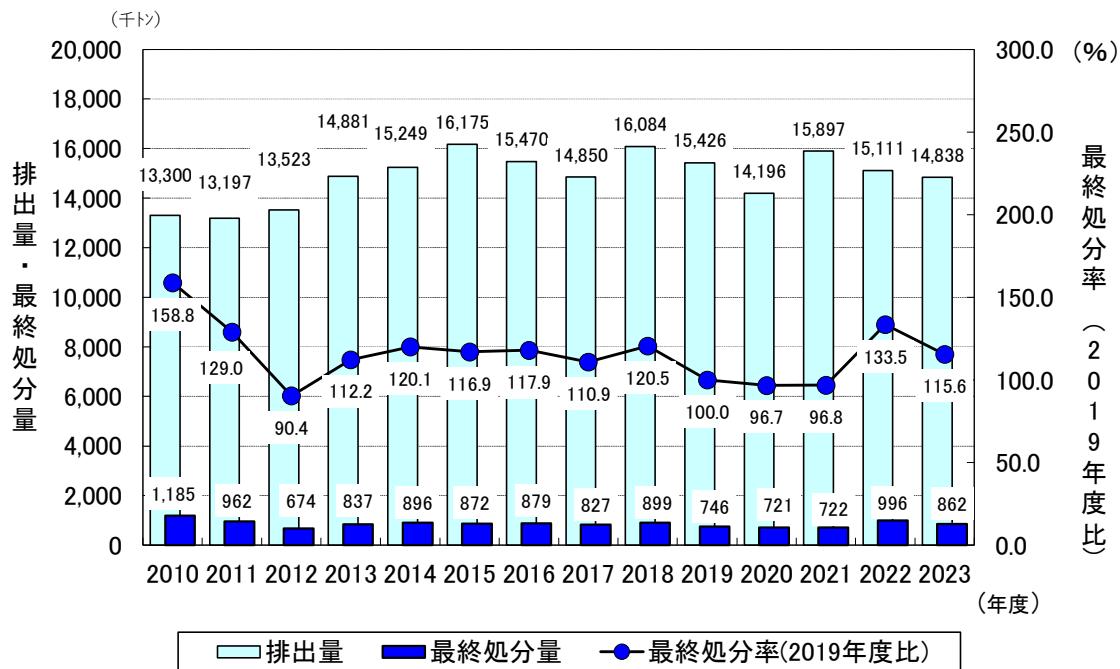


図2-17 最終処分量の推移

2023年度の最終処分量862千トンを実施主体別にみると、自社処分が17.1%、委託処分が82.9%となっており、2019年度と比べ自社処分の割合が増加した。

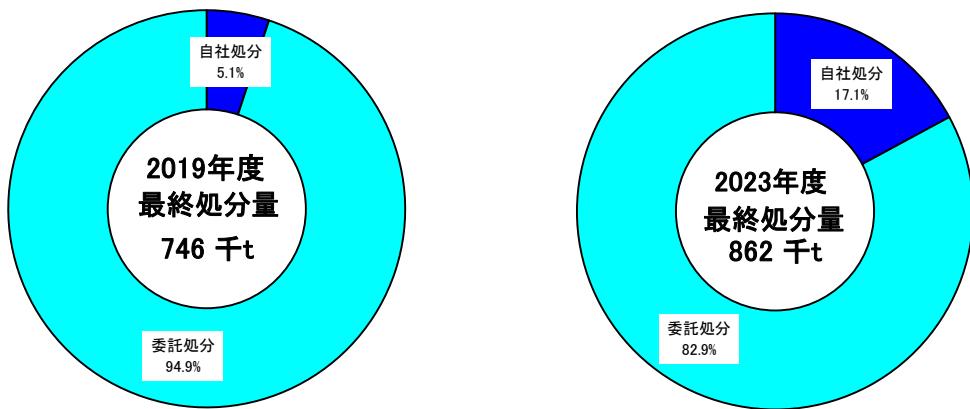


図2-18 最終処分の自社処分、委託処分状況

(4) 県外移出入の状況

2023 年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物（県外移出）は 3,486 千トンで、2019 年度の 2,904 千トンに比べ、20.0% 増加している。県外移出状況を県別にみると、近隣の岐阜県へ 647 千トン（18.6%）、三重県へ 545 千トン（15.6%）、静岡県へ 161 千トン（4.6%）となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別に分けると、中間処理目的が 3,116 千トン、最終処分目的が 371 千トンとなっている。

また、2023 年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物（県内移入）は 1,552 千トンで、2019 年度の 1,501 千トンと比べ、3.4% 増加している。県内移入状況を県別にみると、近隣の岐阜県から 624 千トン（40.2%）、三重県から 353 千トン（22.7%）、静岡県から 244 千トン（15.7%）となっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別に分けると、中間処理目的が 1,540 千トン、最終処分目的が 12 千トンとなっている。（図 2-19）

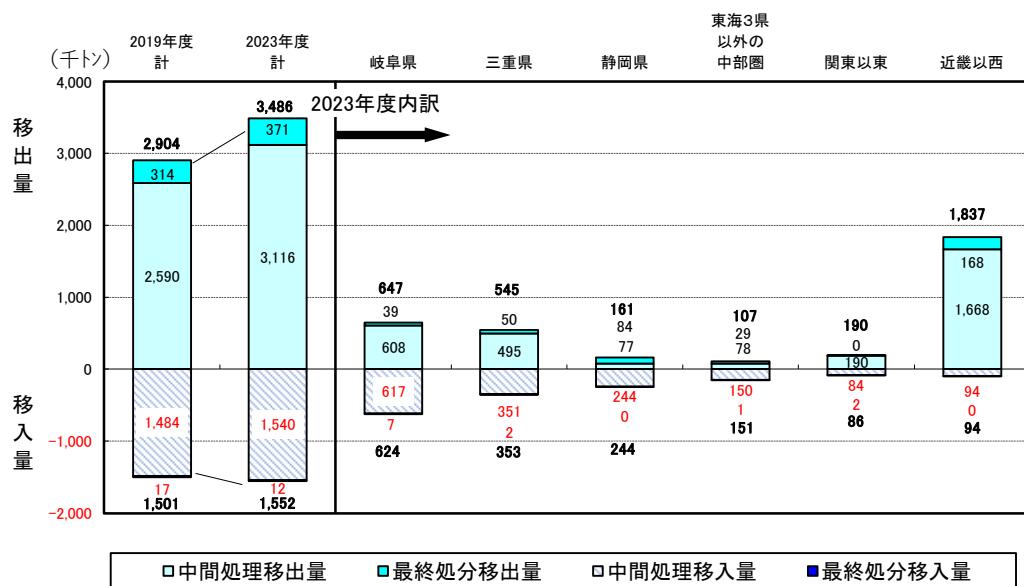


図 2-19 産業廃棄物の県内外への移出入状況

県外移出入の状況の経年変化をみると、移出量は 2012 年度から概ね増加傾向にあり、移入量も 2023 年度は増加した。（図 2-20）



図 2-20 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

2023年度の特別管理産業廃棄物の発生量は266千トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が51.4%、感染性産業廃棄物が17.5%、腐食性廃酸が12.9%、引火性廃油が12.8%、腐食性廃アルカリが5.5%となっている。2019年度と比べ大きな変化はない。(図2-21)

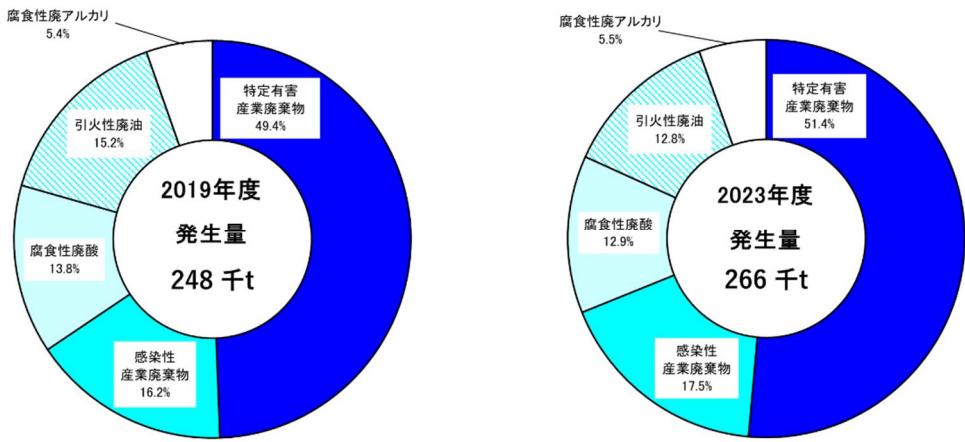


図2-21 特別管理産業廃棄物の種類別発生量

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が137千トン、最終処分量が32千トンとなっており、2019年度と比較すると資源化量、最終処分量が増加している。なお、発生量に対する割合で比較すると資源化量は増加しているが、最終処分量は変化していない。(表2-2)

表2-2 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

年度	発生量	減量化量	資源化量		有償物量		再生利用量		最終処分量		その他量		
			資源化量	割合	有償物量	割合	再生利用量	割合	最終処分量	割合	その他量	割合	
2023	266	97	(36.4%)	137	(51.6%)	9	(3.4%)	128	(48.2%)	32	(12.0%)	0	(0.0%)
2019	248	98	(39.7%)	120	(48.3%)	10	(3.9%)	110	(44.4%)	30	(12.0%)	0	(0.0%)

注1: ()は発生量に対する割合を示す。

2: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(6) 産業廃棄物処理施設の設置状況

2023年度末現在、県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は88施設であり、そのうちの5施設が遮断型最終処分場、26施設が安定型最終処分場、57施設が管理型最終処分場である。また、産業廃棄物処理実績報告の集計結果によると、2023年度の最終処分場の残存容量は8,102.2千m³であり、その内訳は、遮断型が3.2千m³、安定型が446.5千m³、管理型が7,652.5千m³である。(表2-3)

表2-3 最終処分場の設置状況(2024年3月末現在)

		自社処分場		自社処分場以外		合計	
愛知県全域	施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量	
	遮断型	1	0.0	4	3.2	5	3.2
安定型	2	0.0	24	446.5	26	446.5	
管理型	15	2,973.2	42	4,679.3	57	7,652.5	
合計	18	2,973.2	70	5,129.0	88	8,102.2	

注: 数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

残存容量8,102.2千m³について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は14.6年(8,102.2÷504(2023年度の県内での最終処分量)÷16.1(産業廃棄物の1m³当たりの重量を1トンと仮定))と試算される。

なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図2-22のとおりである。

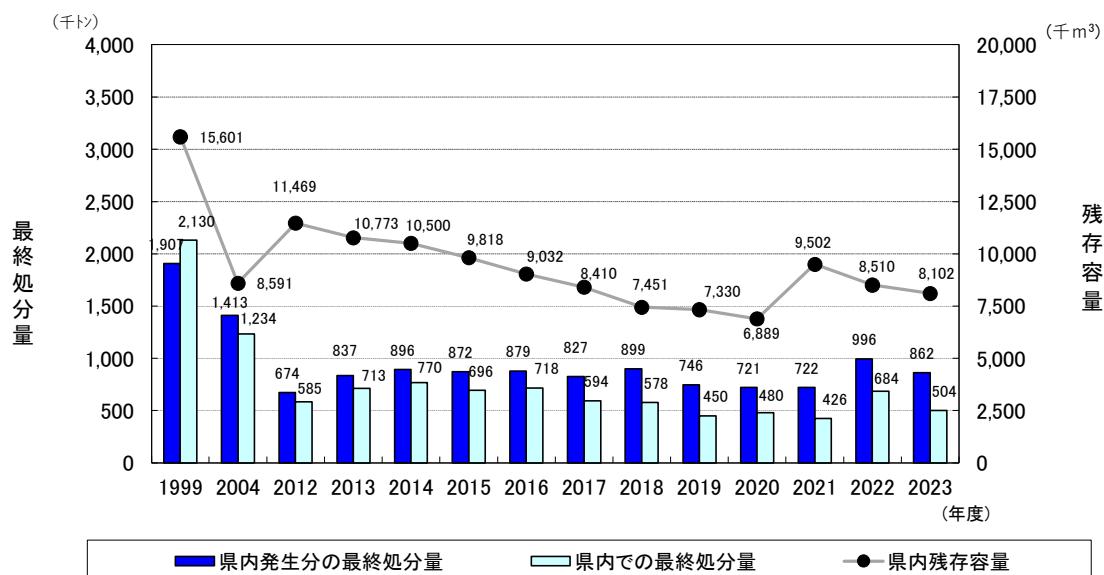


図2-22 県内最終処分量及び残存容量等の推移

3 産業廃棄物処理の目標達成状況および経年変化

愛知県廃棄物処理計画(2022年度～2026年度)における2026年度の減量化目標は、次のとおりである。

- 排出量については、2019年度に対し増加を約1%に抑制する。
- 出口側の循環利用率は、2019年度の68.1%から約74%に増加させる。
- 最終処分量について、2019年度に対し、約18%削減する。

2023年度の排出量は14,838千トンで、2019年度の15,426千トンと比べて3.8%減少しており、目標値である約1%の抑制を達成している。

出口側の循環利用率については69.7%で、2019年度の68.1%と比べて1.6ポイント増加しているが、目標値である74%を下回っている。

また、最終処分量については862千トンで、2019年度の746千トンと比べて15.5%増加しており、目標を達成していない。(図3)

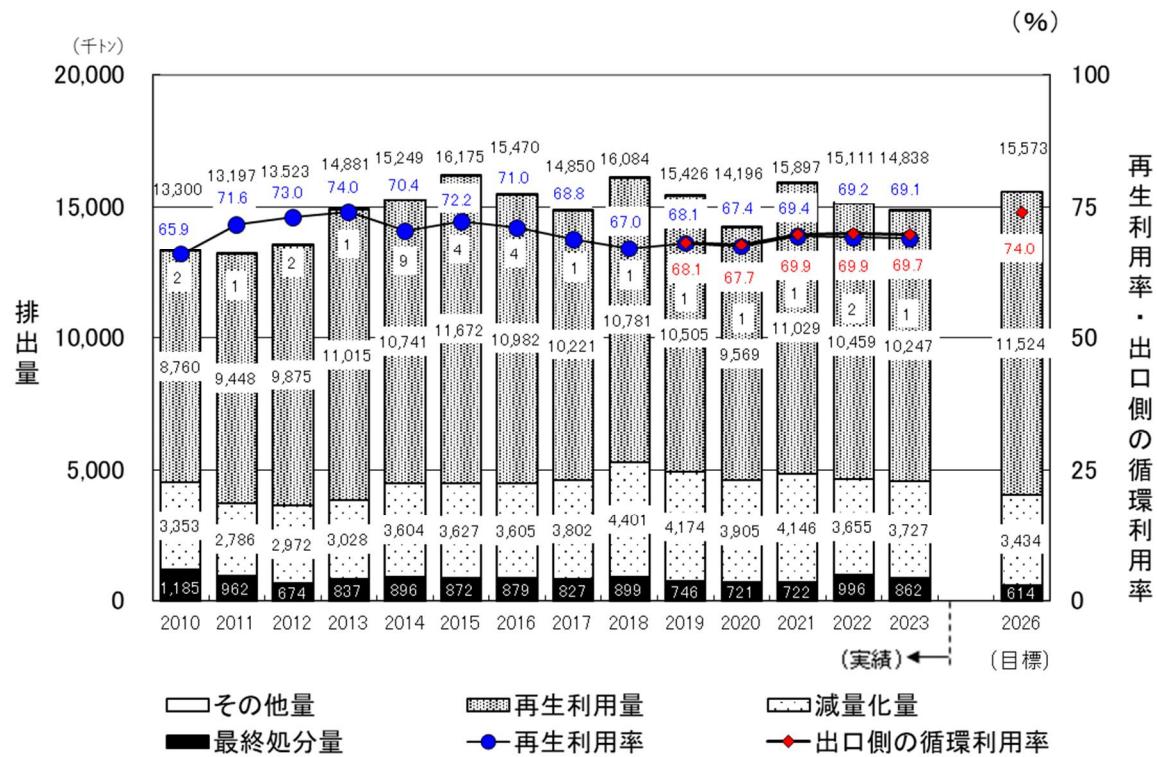


図3 産業廃棄物の減量化目標の達成状況

※ 出口側の循環利用率は【再生利用量+金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量】を【排出量】で除した数値